

年金記録確認第三者委員会令（抄）
（平成十九年六月二十二日政令第百八十六号）

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（委員長）

第四条 中央委員会及び地方委員会に、それぞれ、委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、それぞれ、中央委員会又は地方委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（部会）

第五条 中央委員会及び地方委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、委員長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 中央委員会及び地方委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって中央委員会又は地方委員会の議決とすることができる。